

#### ④ 投与方式の差別化の検討

点眼剤と誤認されやすい類似製品のほとんどは、現在、点眼剤と同様に滴下して投与する方式を採用しているが、特に誤認された場合に問題となるおそれのある水虫薬については、現在すでに一部の製品で採用されている、押し当てるとき薬液が漏出するブッシュ方式やスプレー方式など、点眼されにくい方式へ変更することが望まれる。

### 5. まとめ

以上のワーキンググループでの検討を踏まえ、誤認事例の報告されている医療用の点眼剤及び水虫薬について、以下のとおりの事故防止策を講じることが適当と考える。また、水虫薬以外の点眼剤類似の外用剤についても、水虫薬に準じた対策を今後講じていくことが適当である。

#### (1) 点眼剤（医療用）の具体的な事故防止策

- ① 容器容量を原則 5 mL 以下に統一する。その容器に対応できない点眼剤は、表示内容をさらに大きくして注意喚起する。
- ② 点眼剤の中栓（ノズル）の色は、水虫薬で使用することとする赤、黒及び茶色は使用しない。
- ③ 点眼剤専用のアイコンを決定し、容器への記載を行う。
- ④ 医療機関、薬局における投薬時に、全ての製品について、点眼剤であること、保管上の注意（他の薬剤と混ぜたり入替えたりしないこと等）、眼科専用のアイコンを表示した専用の投薬袋を添付し、服薬指導を強化、徹底する。
- ⑤ 視覚障害者における防止策として、容器本体の側面や底面に点字で凸をつけるなど、触っただけで識別可能とする方法を検討する。

#### (2) 水虫薬の具体的な事故防止策

- ① ブッシュ方式、スプレー方式など滴下できない投与方式とする。  
ブッシュ方式への移行までの経過措置として、ノズルを赤、黒又は茶色に着色する。
- ② 容器容量は 10 mL 以上とし、①の投与方式の改善に伴って容器の高さが高くなることで、原則 5 mL 以下の点眼薬との差別化を図る。
- ③ 「目に入れない」旨の注意表示は赤枠・赤字又は赤地で白抜き文字とし、文字の大きさは 8 ポイント以上とする。
- ④ 容器や個装箱に記載するための水虫薬専用の注意喚起アイコンを今後検討する。

#### (3) 水虫薬以外の薬剤（含嗽剤、緩下剤等）の具体的な事故防止策

水虫薬の表示方法に準じて対応する。

(4) その他

医療機関及び薬局における服薬指導は、徹底して行う必要があり、情報提供も製薬企業だけの取組みとはせず、学会、職能団体等も積極的に取り組むことが望まれる。

図1 試作したキャップ類

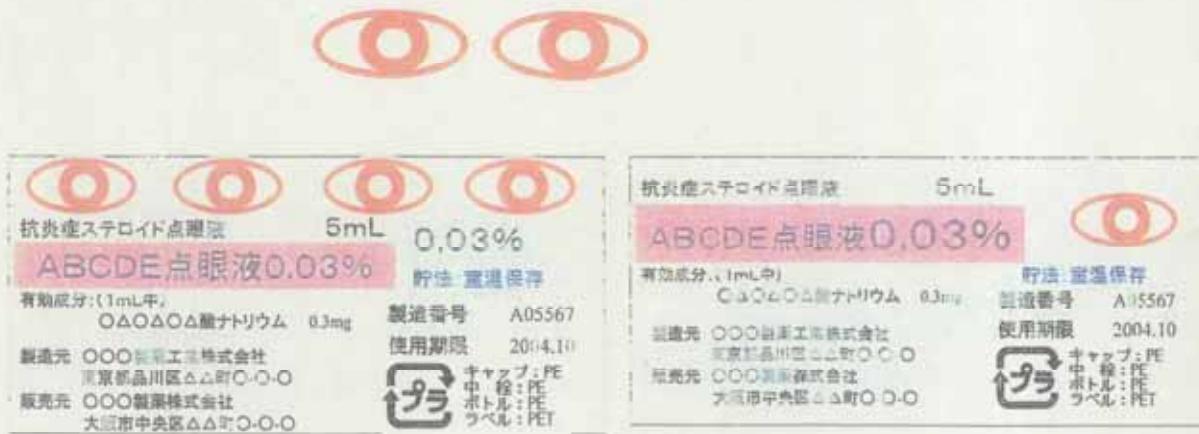


図2 アイコンと表示例